

長崎県全世帯広報誌 「つたえる県 ながさき」

平成31年2月号

特定複合観光施設(IR)の導入を進めています!

県では、本県の魅力発信や交流人口拡大、新たな雇用創出等を目指し、県内へのIR※導入に向けた準備を進めています。今回は、IRにおける青少年対策について紹介します。

※ 国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体となった観光施設

【IR整備法における主な青少年対策】

- 青少年(20歳未満)はカジノ施設への入場禁止
- 青少年はカジノ施設への入場が禁止であることの表示・説明を事業者に義務付け
- 青少年に対するカジノ事業の広告・勧誘を禁止



海外での青少年対策はどうなっているの?



	シンガポール	アメリカ・ネバダ州
広告・勧誘の制限	・広告の事前承認制 ・シンガポール国民および永住者を対象とした広告の禁止 ・広告場所の制限(空港、クルーズ船の停泊所等に限る)	良識、品位、品格、誠実を備え、人に不快感を与えない広告および広報の実施を怠った場合(虚偽や重大な誤解を招くものを含む)は、懲戒処分の対象
入場規制	21歳未満の者のカジノ施設への入場禁止	ギャンブルが実施されるスペース等における21歳未満の者の滞留禁止

適切な対策をしっかりと行うことで、安全・安心なIRを目指します

※ 県政出前講座などでIRに関する説明を行っていますので、希望される方は、お気軽にお問い合わせください

問合せ

県のIR推進室

☎ 095-895-2037

長崎県IR推進室

検索